多度学園
生活について

学校教育目標

夢に向かって自ら学び
ともに支え合い
自分らしく生きる児童生徒の育成
～9年間の学びを通して「自律」「共生」
「創造」のスイッチを入れる～

目指す多度学園児童生徒像

- 自ら考え判断し行動できる児童生徒
- 思いやりと感謝の気持ちをもつ児童生徒
- 地域に誇りを持つ児童生徒
- 挑戦する児童生徒

年　　組　　席　名前

多度学園の生活～前期課程～

〔年間活動予定〕令和８年度の主な行事

月	学　　校	学習関係	学　　年	生 徒 会	部活動
4	開校式，入学式 分団集会 身体測定 聴力検査 授業参観 学年懇談会	みえスタ 全国学調	遠足(1～4 年)	認証式（5・6 年）	
5	引き渡し訓練	体力テスト	社会見学（5 年）		部活体験・クラブ （5・6 年）
6	授業参観週間		社会見学（6 年）	委員会（5・6 年）	壮行会
7	分団集会 個別懇談会			委員会（5・6 年）	
8					
9	避難訓練 分団集会 発育測定			委員会（5・6 年）	
10	視力検査 体育発表会 水泳授業開始			委員会（5・6 年）	部活体験・クラブ （5・6 年）
11	授業参観週間		修学旅行（6 年） 社会見学（3～5 年）	委員会（5・6 年）	
12	人権フォーラム 個別懇談会 分団集会	持久走記録会		委員会（5・6 年）	
1	避難訓練 発育測定			委員会（5・6 年）	部活体験・クラブ （5・6 年）
2				委員会（5・6 年）	
3	分団集会 修了証書授与式 修了式			委員会（5・6 年）	

※年度初めの年間予定です。年度途中で変更する可能性があります。

多度学園の生活～後期課程～

〔年間活動予定〕令和８年度の主な行事

月	学　　校	学習関係	学　　年	生 徒 会	部活動
4	開校式，入学式 避難訓練 交通安全集会 身体測定 学年懇談会 歯科検診	みえスタ 全国学調	全体保護者会（9 年）	対面式	部活動ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ 部活動ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ， 部活動見学
5	内科検診		修学旅行（9 年）	議会委員会	
6	定期テスト	実力テスト（9 年）		議会委員会	壮行会 中体連桑員大会
7	三者懇談会			議会委員会	中体連桑員大会
8					
9	避難訓練	実力テスト（9 年）		係別会議 議会委員会 文化的行事	新人大会
10	土曜授業	実力テスト（9 年）	全体保護者会（9 年）	議会委員会 体育的行事 立会演説会 認証式	新人大会
11	定期テスト 授業参観週間		三者懇談会(9 年) 職場体験(8 年) 桑名分散(7 年)	議会委員会	
12	三者懇談会			議会委員会	
1	避難訓練 授業参観週間	実力テスト 定期テスト（9 年）		議会委員会	
2		定期テスト（7,8 年） 県立前期選抜(9 年)	三者懇談会(9 年)	議会委員会	
3	卒業式 修了式	県立後期選抜(9 年)		九送会 議会委員会	

※年度初めの年間予定です。年度途中で変更する可能性があります。

日課表について（日課表については今後見直す可能性があります。）
（前期課程）

◆ A1日課（月・水・金）掃除あり ◆		
	5限	6限
朝の会	8:25 ～ 8:30	
朝学タイム	8:30 ～ 8:45	
1　限	8:50 ～ 9:35	
2　限	9:45 ～ 10:30	
3　限	10:40 ～ 11:25	
4　限	11:35 ～ 12:20	
給　食	12:20 ～ 13:00	
昼休み	13:00 ～ 13:20	
掃　除	13:20 ～ 13:30	
5　限	13:35 ～ 14:20	
6　限		14:30 ～ 15:15
帰りの会	14:20 ～ 14:30	15:15 ～ 15:25
バス出発	バス出発 14:40	バス出発 15:35

◆ A2日課（火・木）掃除なし ◆		
	5限	6限
朝の会	8:25 ～ 8:30	
朝学タイム	8:30 ～ 8:45	
1　限	8:50 ～ 9:35	
2　限	9:45 ～ 10:30	
3　限	10:40 ～ 11:25	
4　限	11:35 ～ 12:20	
給　食	12:20 ～ 13:00	
昼休み	13:00 ～ 13:20	
掃　除		
5　限	13:20 ～ 14:05	
6　限		14:15 ～ 15:00
帰りの会	14:05 ～ 14:15	15:00 ～ 15:10
バス出発	バス出発 14:25	バス出発 15:35

（後期課程）（日課表については今後見直す可能性があります。）

◆ A1日課（月・水・金）掃除あり ◆		
	5限	6限
朝学タイム	8:30 ～ 8:40	
朝の会	8:40 ～ 8:45	
1　限	8:50 ～ 9:35	
2　限	9:45 ～ 10:30	
3　限	10:40 ～ 11:25	
4　限	11:35 ～ 12:20	
給　食	12:20 ～ 12:50	
帰りの会	12:50 ～ 13:00	
昼休み	13:00 ～ 13:20	
掃　除	13:20 ～ 13:30	
5　限	13:35 ～ 14:20	
6　限		14:30 ～ 15:15
eタイム	14:25 ～ 14:55	15:20 ～ 15:50

◆ A2日課（火・木）掃除なし ◆		
	5限	6限
朝学タイム	8:30 ～ 8:40	
朝の会	8:40 ～ 8:45	
1　限	8:50 ～ 9:35	
2　限	9:45 ～ 10:30	
3　限	10:40 ～ 11:25	
4　限	11:35 ～ 12:20	
給　食	12:20 ～ 12:50	
帰りの会	12:50 ～ 13:00	
昼休み	13:00 ～ 13:20	
掃　除		
5　限	13:20 ～ 14:05	
6　限		14:15 ～ 15:00
eタイム	14:10 ～ 14:40	15:05 ～ 15:35

後期課程	
◆ 定期テスト日課 ◆	
1　限 朝の会を含む	8:30 ～ 9:20
着席	9:30
2　限	9:35 ～ 10:20
着席	10:30
3　限	10:35 ～ 11:20
着席	11:30
4　限	11:35 ～ 12:20
給　食	12:20 ～ 12:50
帰りの会	12:50 ～ 13:00
下校完了	13:15

後期課程		
◆ 実力テスト日課 ◆		
朝の会		8:30 ～ 8:35
1　限		8:40 ～ 9:25
2　限	テスト	9:35 ～ 10:25
3　限	テスト	10:35 ～ 11:25
4　限	テスト	11:35 ～ 12:25
給　食		12:25 ～ 12:55
昼休み		12:55 ～ 13:15
5　限	テスト	13:15 ～ 14:05
6　限	テスト	14:15 ～ 15:05
帰りの会		15:05 ～ 15:15

※部活動の早朝練習は、年間通して（原則として）７：３０～８：１０の時間帯です。
（登校は朝７時以降）９月より朝練習は廃止
※下校完了時刻は、次のようになっています。部活終了は完全下校時刻の１５分前です。

期間	部活終了時刻	下校完了時刻
4月・5月	17：00	17：15
6月・7月	17：15	17：30
9月	16：45	17：00
10月	16：30	16：45
11月・12月	16：15	16：30
1～3月	16：30	16：45
長期休業中（春・夏・冬）	16：00	16：15

多度学園の生活（前期課程）

(1)学校生活

①登下校について

・朝は8時 20 分頃までに登校できるように、余裕を持って登校しましょう。
・交通ルールを守り、通学路（集合場所～学校）を通って安全に登下校しましょう。
・欠席する時は、お家の方に8時20分までに学校に連絡をしてもらいましょう
（電話や tetoru を使いましょう）
＊学校の電話は 7:50～17:15（長期休業中は 8:00～17:15）まで繋がります。
それ以外の時間と休日は繋がりません。
・遅刻・早退の時は、安全のため保護者の方に付き添ってもらいましょう。
・交通ルールを守って右側を歩いて通学しましょう。
・通学班で通学しましょう。基本は 2 列（雨の日は 1 列）で並んで登校しましょう。
・危険なので道路では絶対に遊びません。また、道路には飛び出しません。（バスからも飛び出しません）
・他の通学団と合流したり、原則として追い越したりしません。
・下校完了の時間までに学校を出るようにしましょう。
・一人で帰らず、複数で帰るようにしましょう。
・机の上に引き出しをだして下校しましょう。（1st ステージのみ）
・1 限目が体育のときは体操服で登校できます。
・最終の授業が体育だったときは体操服で下校できます。

②登校後について

・登校したら、忘れ物があっても取りに帰ることはできません。また、忘れ物は授業の前に先生に伝えに行きましょう。
・8時 25 分までに、荷物をロッカーに入れて、席に座っていなければ遅刻となります。時間に余裕をもって行動しましょう。
・朝の活動（学習等）には静かに取り組みましょう。
家から本を持ってきたときは、担任の先生に伝えましょう。
・遅刻をしてきた場合は、直接教室へ行って、先生に登校したことを伝えましょう。
・授業は、チャイムと同時に開始できるようにしましょう。
・校内放送が流れたら、大切なお知らせがあるので静かに聞きましょう。

③移動する時について

・低学年の児童は先生と一緒に並んで静かに移動しましょう。
・中学年の児童は自分たちで並んで静かに移動しましょう。
・高学年の児童は自分たちで授業が始まるまでに移動しておきましょう。
・次の授業に間に合うように移動しましょう。
・他の教室には入りません。
・廊下と階段は右側通行し、ぶつからないように気を付けましょう。
・廊下は走ると危険なので歩いて移動しましょう。
・廊下や階段で走ったり、大声をあげたり、他の人の迷惑になる行動はやめましょう。
・階段教室は通り抜けしません。

④生活について
・トイレは休み時間に行きましょう。授業中に行きたくなったときは、先生に伝えましょう。
・トイレのスリッパは次に使う人のことを考えてきれいに揃えましょう。
・教室や廊下では静かに過ごすようにしましょう。走り回るなどの危ない行為がないようにしましょう。
・雨の日は廊下で遊びません。

⑤テラス/ウッドデッキについて
・緊急時以外、先生の指示がない限りテラスやウッドデッキには出ません。
・テラスとウッドデッキについては、北側の校舎(1st ステージ側)は土足禁止です。
・南側はできるだけ土足で乗らないようにしましょう。

⑥休み時間について
・外から部屋に戻るときは、石けんで手を洗って、授業に間に合うように戻りましょう。
・ピロティーで遊んではいけません。
・グラウンドで遊ぶ場合はルールを守って、安全に遊びましょう。

⑦職員室について
・職員室に入るときには「失礼します」、「失礼しました」を意識しましょう。
・用がある人だけが職員室に来ましょう。
・職員室に入るときは、荷物を置き、帽子は脱ぐようにしましょう。
・鍵を取りに来た時は、「〇年〇組　〇〇です。〇〇の教室の鍵を貸してください」などと職員室にいる先生に伝えましょう。
・職員室の前では特に静かにしましょう。

⑧掃除について
・担当の場所をみんなで協力して一生懸命掃除しましょう。
・掃除の仕方は担当の先生の指示に従いましょう。
・掃除が終わったら担当の先生の指示に従って終了しましょう。

⑨放課後について
・帰りの会後は下校完了時刻までに速やかに帰りましょう。

⑩校舎外について
・駐車場や校舎の裏では遊びません。
・ボールが使えるのはグラウンドのみです。
・ボールは校舎やクラブハウス(体育倉庫)の壁に当てないようにしましょう。
・ボールが外に出たり建物の上などに乗ったりした場合は必ず先生に伝えて対応してもらいましょう。(子どもだけでは取りに行きません)
・ボールなど使ったものはきちんと片づけましょう。
・ブランコの立ち乗りや二人乗りなど危険な乗り方をしません。

⑪落とし物について
・落とし物を拾ったら、職員室へ持っていきましょう。「どこで、いつ拾ったか」をきちんと伝えて先生に渡しましょう。
・落とし物コーナーで自分のものを見つけたら、先生に伝えてから持っていきましょう。

⑫部活動
・5・6年生は学期に 1 回、部活動体験をすることができます。

⑬児童会・生徒会
委員会は前期課程と後期課程合同で委員会を行う場合があります。
・多度学園全体に関することは「多度学園生徒会」と呼びます。
・前期課程で行う活動を、「児童会」と呼びます。
・後期課程で行う活動を「生徒会」と呼びます。
・2nd ステージと 3rd ステージ合同で行う活動を「中・高等部生徒会」と呼びます。
＊5・6年生で委員会活動をしています。

⑭服装や頭髪などについて
・前期課程は服装や頭髪を自由とします。季節や天候に合った服装や頭髪にしましょう。後期課程については「9 年間の決まり」を確認しましょう。
・体育の前後で着替えるときは、チャイムと同時に授業が始められるように時間を意識して着替えましょう。
・体操服の下から服が出ないようにしましょう。
・体育で寒いときは体操服の上にジャージを着用することができます。＊フードのついた服はなし
・登下校で暑いときは日傘や帽子を使用することができます。
・登下校で寒いときは手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用することができます。
ただし、教室に入ったら脱ぐようにしましょう。
・2nd ステージからは、後期課程の上履きやジャージを着用することができます。

⑮持ち物
・学習に必要のないものは持ってきません。
（お金・財布・携帯電話・お菓子・マンガ本など）
・人の持ち物に勝手に触りません。
・人の持ち物を勝手に借りません。（ものの貸し借りは禁止です）
・持ち物には全て名前を書きましょう。
＊友だち同士でのお金の貸し借りやおごり合いは絶対にしません。
・筆箱にキーホルダーはつけません。カバンにはキーホルダー1 個のみつけることができます。
・歯磨きセット（歯ブラシやコップ）を持ってきましょう。
・体育館シューズは袋に入れて、教室の決められた場所に保管しましょう。
・筆記用具は必要な分だけにしましょう。（例、えんぴつ B か2B、赤鉛筆、消しゴム（よく消えるもの）、定規（折れ曲がらないもの）、下敷き等）
・かばんには防犯ブザーなどをつけ防犯対策をしましょう。（すぐに使えるように、利き手と反対側のランドセルの肩ベルトに取り付けるのがお勧めです）

・熱中症対策等のため、水筒を用意しましょう。
・登下校時には、帽子・日傘・ネッククーラーリングを使用することができます。
・塩分タブレットを持参することも可とする。先生の許可を得て食べてください。
※友達にあげたり、もらったりすることは絶対にしないで下さい。（アレルギー対応）
・手袋、マフラー、ネックウォーマーは室内では使用しません。
・ハンカチとティッシュをいつでも使えるように身に付けましょう。
・置いていけるもの以外は家にきちんと持ち帰りましょう。（各学年の置いていって良いもの一覧に従いましょう）
・傘は昇降口の傘立てに立てておきましょう。
・運動靴は防犯上、外から見えないところに名前を書きましょう。

毎日持ってくるもの
①筆箱　②ハンカチ　③ティッシュ　④下敷き　⑤タブレット　⑥歯磨きセット
⑦水筒　⑧お箸　（⑨連絡帳）
（ランドセルの中に、箸，マスク，靴袋は常備しておいてください）

⑯体操服＆帽子
・体操服・赤白帽子を忘れた場合には原則見学となりますが、先生に伝えて相談しましょう。
　家庭からの連絡があった場合には授業に参加可となる場合があります。
・体操服は学校で着替えましょう。（ただし１限目が体育の場合は家から体操服を着用して登校してもよいこととする）

⑰学習について
・授業の始まりと終わりは全員で元気よくあいさつしましょう。
・授業後は、次の授業の用意をしてから休み時間にしましょう。
・ものの貸し借りはしません。また、人のものを勝手に触りません。
・宿題は提出期限を守って提出しましょう。
・体育館では体育館シューズを履きましょう。
・墨汁の液は流しにながさずに、紙などで吸い取りましょう。
・筆やすずりを手洗い場で直接洗わないようにしましょう。

⑱思いやり＆マナー
・誰に対しても思いやりを持ち、自分から元気よくあいさつをしましょう。
・感謝の気持ち「ありがとう」を相手に伝えましょう。
・丁寧な言葉遣いを心がけましょう。
・授業の初めと終わりのあいさつをきちんとしましょう。
・遊具は仲良く譲り合いましょう。
・みんなで協力して掃除しましょう。
・みんなで使うものや場所を大切にしましょう。

⑲タブレットのルール　＊詳しくは「タブレットを使うときのルール（別紙）」を見る
・自分のタブレットのみを使用しましょう。
・休み時間は先生の許可がある場合のみ使用することができます。
・勝手に動画や写真を撮りません。
・撮影した画像や動画を、勝手に送ったりインターネット上に投稿したりしません。
・自分のIDやパスワードを他人に教えません。
・タブレットはタブレットケースに入れて大切に扱いましょう。
・毎日持ち帰る学年は、家で充電しましょう。

⑳その他（学校生活外）
・忘れ物を取りにきたときは、教師に声をかけてから忘れ物を取りに行くようにしましょう。
・多度峡、川や池、ゲームセンター（ゲームコーナー）、映画館、ボウリング場、カラオケには必ず大人の人と一緒に行きましょう（桑名市小学校全体の決まり）
・危険な遊びをしません。
・多度川に子どもたちだけでは行きません。
・自分の家ではない家や、駐車場、敷地などに勝手に入りません。
・多度町外へは子どもたちだけでは行きません。
・携帯電話やスマートフォンなどで、人を嫌な気持ちにさせるような行動をすることは絶対にやめましょう。

㉑自転車について
・登下校に自転車を利用することはできません。
・学校外で自転車の乗るときはヘルメットをかぶり、左側を通りましょう。
・二人乗りをしたり、スピードを出しすぎたりなどの危険な運転を絶対にしません。
・一時停止をきちんとしましょう。
・放課後に自転車で遊びに来た時は、決められた場所に停めるようにしましょう。
・後期課程の先輩たちの授業の迷惑にならないようにしましょう。
・遊んだ用具はきちんと片づけて帰りましょう。
・下校時間になったら速やかに家に帰りましょう。

（2）保健室を利用するときは

・担任の先生や教科担当の先生に申し出て許可を得てから行きましょう。休み時間に利用する時も誰か先生に伝えてから保健室へ行きましょう。

・保健室では、体調不良の人が休めるよう静かに行動しましょう。

・保健室にあるものは勝手に触らず、必ず許可を得てから使用しましょう。

・保健室での救急処置は医療機関を受診するまで、または受診の必要がない範囲の応急手当を行います。その後の治療は、医療機関または家庭で行うこととします。

・学校での手当ては、できる限り薬品は使用しません。（医療機関での治療の妨げや病気の発見の遅れ、薬剤アレルギー、副作用を防ぐため）

頭痛や生理痛などで普段使用している薬がある人は、かかりつけの医師と相談して、自分にあった薬を常備しましょう。

＊医師から学校で薬を飲むように指示されている人は、保健室の先生に相談しましょう。

・保健室での休養は感染症対策の観点から原則1時間程度とし、回復が難しい場合は早退しましょう。

◎感染症対策について

・毎朝登校前に健康観察をしてスクールライフノートを入力しましょう。

・熱があるときや疲れがひどい時など、体調が優れないときは登校を控え、家庭で休養しましょう。

・感染症予防のため、手洗い、うがい、手指消毒に努めましょう。

多度学園の生活（後期課程）

(1)学校生活

①朝登校時

始業は8：30とする。8：30までに、教科書などは机の中に入れる。バッグはロッカーの中に入れる。朝読書の本は机の上に置く。（漫画は不可）

チャイムが鳴ったときまでに上の内容ができていない場合は遅刻とする。

8：30～8：40まで、朝学習（朝読書）をする。その後8：45まで朝の会を行う。

②欠席・遅刻・早退について

保護者が8：20までに電話で学校へ連絡する。（tetoru または電話）

＊学校の電話は 7:50～17:15（長期休業中は 8:00～17:15）まで繋がります。
それ以外の時間と休日は繋がりません。

遅刻してきた生徒は、まず職員室に寄って教師に登校したことを伝えてから教室へ行く。

一人で早退する場合は、家に着いたら学校に連絡する。多度学園：0594－48－5500

③各授業について

開始時間と同時に授業が始められるように、休み時間に授業準備をしてから休憩する。

また2分前着席を心がける。

④休み時間について

他の教室には入りません。他のクラスの人と話をするときは教室の外やラウンジで話しましょう。廊下は走らず歩いて移動する。

トイレは休み時間に行くようにする。その際、スリッパをきれいに揃えておく。

次の授業への移動は休み時間の間に余裕をもって行動する。

⑤昼食について

運搬係は配膳室に昼食を取りに行く。配膳台を準備する係は配膳台を水拭きします。机を拭く係は机の水拭きをする。その他の生徒は手洗い・うがいと消毒を行う。

配膳係は給食エプロン・マスクを各自で準備して着用する。

給食を準備する時間は休み時間ではありません。

⑥掃除について

担当の場所をみんなで協力して一生懸命掃除する。

掃除の仕方は担当の先生の指示に従う。

掃除が終わったら担当の先生の指示に従って終了する。

⑦放課後

e タイム（6限目）終了後はすぐに部活動に参加をする。部活動に所属していない生徒、用のない生徒は、速やかに下校する。生徒だけで教室に残らない。部活終了後は、完全下校までに必ず学校から出る。

下校時は寄り道をせず真っすぐ帰宅する。また、自分の通学路を通り、交通ルールを守る。

⑧ノーチャイムについて

朝,昼の予鈴,e タイムのチャイム以外は鳴らない。自分で時計を見て余裕を持って行動する。

(2)服装

[標準服に関するルール]

① 標準服の着くずし(ボタンをはずす、ズボンを下げてはく、スカートを短くするなど)は禁止する。
② 夏服・冬服の着用期間は特に定めない。
③ 標準服(夏用・冬用)及びジャージ、白半そでシャツ、ハーフパンツは指定のものに限る。ただし、ポロシャツはこの限りではない。
④ スカートは膝丈とする。
⑤ ズボンはベルトを着用し、黒・紺・茶の単色とする。
⑥ 旧制服(学ラン・セーラー服)の着用は令和8年度までとする。

[その他の服装等に関するルール]

① 服装は標準服、ジャージ、ウインドブレーカー、部活動で決められた服装とする。
② 冬はカーディガンやセーターを着用することができるが、必ずその上にジャケットを着ることとする。パーカーやハイネックは禁止とする。
③ 登校時は制服かジャージとする。朝練時は部活動の服装での登校も可とする。
④ 下校時は制服かジャージに加えて、部活後であれば部活動の服装での帰宅も可とする。
⑤ ジャージや多度Tシャツの下に着るインナーは、ジャージから大きく出ないようにする。(ハイネックや腕からアンダーシャツを出すことは禁止する)
⑥ カバンはリュックサックタイプ、肩掛けタイプ、手さげタイプのいずれかとする。また、ロッカーの大きさに入るものとする。自転車通学者で荷物を背負う場合は、リュックサックタイプ型とする。
⑦ カバンにつけるキーホルダーは1つまでとする。
⑧ 靴下は白・黒・紺を基調とした派手でないものとする。
⑨ 靴は運動に適した靴にすること。金具がついているものやハイカットは適さない。
⑩ スリッパに落書きをしない。
⑪ リップクリームは無色・無臭のものとする。
⑫ 制汗剤は無香料のものとする。
⑬ 校舎内ではウインドブレーカーの着用を不可とする。
⑭ 登下校時のウインドブレーカーの着用期間は定めない。
⑮ 登下校時は、手袋やマフラーを使用してもよい。ただし、通学時の安全が確保できるものを選び、校舎内では着用しない。

（3） 頭髪等

① 学校生活に適した髪型とする（染髪、脱色、パーマ等は禁止する）
② ワックス等の整髪料、大型の髪留め（シュシュやリボン等）は禁止する。
③ 化粧、マニキュアをせず、ピアス、ミサンガ等の装飾品を身につけないこととする。
④ 髪どめのゴムやピンの色は黒、紺、茶の単色とする。
⑤ まゆ毛は自然な形にする。
⑥ アイプチやまつ毛パーマ（まつエク）は禁止とする。

（4） 所持品

① 所持品には名前をはっきりと書く。拾得物はすぐに先生に届ける。
② お金は電話代以外持ってこない。生徒間のお金の貸し借りは厳禁。
③ 集金等でお金を持ってきたときは、朝の会までに先生に渡す。
④ 不要物は持ってこない（携帯電話・お金・財布・お菓子・マンガ本など）
⑤ タブレットはケースに入れて毎日持ち帰る。タブレットケースは各自で用意する。
⑥ 夏期には熱中症対策としてスポーツドリンクを持参してもよい。その際、水筒に入れたり保冷バッグに入れたりする。
⑦ ゴミは自分で持ち帰る。

（5）校舎、校具の使用について

① 職員室に入るときは、ノックをし、「クラス」と「名前」を名乗ってから用件を伝える。
（ア） 部活動の用があるときは、「部活動名」と「名前」を名乗ってから用件を伝える。
（イ） 職員室に入るときは、カバンは廊下に置いておく。
② 教室のエアコンや廊下の電気スイッチ類は指示がない限り触らない。
③ 机、ロッカーなどの整理整頓に心がける。
④ 校舎内は危険なので走らない。
⑤ 自分のクラス以外の教室には入らない。
⑥ 用もないのに他のフロアに行かない。

（6）タブレットの使用について

① タブレットは自分のタブレットを、自分の席で学習のために使用する。（移動教室はその教科の指示に従うこととする）
また、教科の先生の指示に従って授業中に必要に応じて使用する。
② 休み時間に、学習（宿題や調べもの、振り返り等のため）に自分の席で使用することができる。それ以外の目的での使用は不可。
③ タブレットはケースに入れて持ち運ぶ。
④ 使用しない場合は、机の中にしまっておく。
⑤ 毎日家で充電を行い、授業中に充電が切れないようにする。
⑥ 勝手に動画や写真を撮ったり、送り合ったり絶対にしない。
⑦ ID やパスワードを他人に絶対教えない。

(7)登下校について

①通学路と交通規則を守る。安全には十分気を付ける。
②登下校中に寄り道をせず真っすぐ家に帰る。
③自転車通学については以下の通りとする。

自転車通学 許可範囲	青葉小学校区:全域 東小学校区　:全域 中小学校区　:小山地内大久保地区 北小学校区　:上之郷地区　東福永地区　西福永地区　古敷地区　平賀地区
自転車通学許可までの流れ	1　自転車とヘルメットを準備する。カバンを後ろにくくりつける場合は、紐を用意する。 (入学式翌日に自転車で通学してもよい。先生に指定された場所を利用する。) 2　自転車通学許可願(入学後に配布)に保護者が記入する。 3　自転車許可願に鑑札シール代200円を添えて提出する。 4　自転車集会、その後の自転車点検後、発行されたシールを自転車の後ろに貼る。 ①～④までが完了したら自転車通学開始。
自転車置き場の使用	7年生は入学式後クラスごとに自転車置き場が指定される。 翌日から登校した順に、指定の場所に自転車を整列して鍵をかけて止める。学校の敷地内は、自転車を押して移動するようにする。
自転車点検項目	次のページの①～⑪の項目。
自転車のルール	二人乗り禁止。並進禁止。改造・整備不良禁止。ノーヘル禁止。 雨天時にはカッパを着用する(傘は不可) 許可ステッカーを後輪泥よけの「後部車両より見えやすい位置」に貼る。 その他道路交通法違反禁止。通学路を守る。 ＊ルールが守れない場合は、下の手順で自転車許可を取り消すこととする。
自転車通学許可の取り消し条件 ※通学許可の取り消しは、自転車のルールを取り締まるものではなく、安全に通学するためのものです。	1　登下校時1回目の警告・・イエローカード(注意・警告) 2　登下校時2回目の警告・・3日間の自転車通学の停止 3　登下校時3回目の警告・・7日間の自転車通学の停止 4　登下校時4回目の警告・・14日間の自転車通学の停止 5　登下校時5回目の警告・・30日間の自転車通学の停止 6　登下校時6回目の警告・・無期限の自転車通学の停止
その他	徒歩通学者が、特別に使用が認められた場合(学校行事や校外の練習試合等)は、上記のルールを守ることとする。

＊自転車についての警告をした場合は、保護者に連絡をさせていただきます。
＊自転車保険について・・・加害者となった場合に多額の費用を請求される事例があります。自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。各ご家庭でご確認のうえ、保険(三重県 PTA こども総合保障制度等)に加入してください。

自転車点検項目

自転車点検項目	チェック
①サドルはまたがった状態で両足が地面にとどき、ふらつかない高さであること。	
②タイヤがすり減っていてスリップする危険がないこと。空気圧が正常であること。	
③前輪・後輪のどちらもブレーキがしっかりときくこと。	
④ライトが確実につくこと。	
⑤反射器または尾灯が有効であること。	
⑥ベルがあり、よく鳴ること。	
⑦ヘルメットのあごひもが機能していること。	
⑧カギがかかる状態であること。	
⑨不必要なステッカーや改造がなされていないこと。	
⑩スタンドは確実に立てることができるもの。（ダブルスタンド）	
⑪荷台が付いていること。 （ただしリュックを背負う場合は荷台がついている必要はない）	

（8）保健室より

保健室を利用するときは

① 担任の先生や教科担当の先生に申し出て許可を得てから行く。休み時間に利用する時も同様とする。

② 保健室では、体調不良の人が休めるよう静かに行動する。

③ 保健室にあるものは勝手に触らず、必ず許可を得てから使用する。

④ 保健室での救急処置は医療機関を受診するまで、または受診の必要がない範囲の応急手当を行う。その後の治療は、医療機関または家庭で行うこととする。

⑤ 学校での手当ては、できる限り薬品は使用しない。（医療機関での治療の妨げや病気の発見の遅れ、薬剤アレルギー、副作用を防ぐため）

頭痛や生理痛などで普段使用している薬がある人は、かかりつけの医師と相談して、自分にあった薬を常備する。

医師から学校で薬を飲むように指示されている人は、養護教諭に相談する。

⑥ 保健室での休養は感染症対策の観点から原則1時間程度とし、回復が難しい場合は早退する。

(9)感染症の予防と出席停止について(前期・後期共通)

学校保健安全法で定められている学校感染症にかかった場合は、本人の体調及び周囲への感染防止を考慮して、医師の許可が出るまで出席停止となる。(欠席扱いにはならない)

学校において予防すべき感染症の種類

感染症の種類	出席停止期間
第一種の感染症	治癒するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を過ぎるまで
百日咳	特有のせきがなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療がおわるまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、額下腺または舌下腺の腫れが始まったあと5日を経過し、かつ全身状態が良くなるまで
風疹(3日ばしか)	発疹がなくなるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
結核 ・ 髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て、全身状態が良好になるまで
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治療期は全身状況が改善するまで
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良く、医師において感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ感染症	全身状態が良く、医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を過ぎるまで
第三種の感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊学校保健安全法により、上記のように期間が決まっています。医師の許可が出た場合は、この限りではありません。

(10)感染症対策について

・毎朝登校前に健康観察をしましょう。
・熱があるときや疲れがひどい時など、体調が優れないときは登校を控え、家庭で休養しましょう。
・感染症予防のため、手洗い、うがい、手指消毒に努めましょう。

(11)部活動について

①意義

・同じ興味や関心を持つ者が集まり、自主的に行う活動。

・各自が自分の特長を生かして協力し、お互いに高め合うものである。また、他の学級の仲間や上級生と関わることによって社会性を身に付け、仲間と共に心身を鍛えることができる。

②加入・継続について

・入部については希望制とする。仮入部期間と体験入部期間を経て、3年間継続できる部活動を見つけて入部届を提出する。

・所属の変更は、希望する生徒が新旧部活顧問・担任・保護者と十分協議し、その許可を得た場合のみとする。

・上級生は各年度初めに部活動継続届を提出する。

③朝練習について （9月以降廃止）

・7:30～8:10までとする。

・登校は7:00以降とする。

・朝練習後は、朝の会に間に合うように余裕を持って行動する。

④放課後練習について(部活動終了時間)[R8年度]

期間	部活終了時刻	下校完了時刻
４月・５月	１７：００	１７：１５
６月・７月	１７：１５	１７：３０
９月	１６：４５	１７：００
１０月	１６：３０	１６：４５
１１月・１２月	１６：１５	１６：３０
１～３月	１６：３０	１６：４５
長期休業中（春・夏・冬）	１６：００	１６：１５

⑤部活動停止期間について

・テスト発表日の放課後から部活動は原則行わない。(大会前など例外あり)

(12)中学校での定期テストの受け方

①机の中に物を入れない。机の横には何もかけない。
　机の上にはシャーペン(鉛筆)、消しゴム等必要なもののみ置くこと。
　必要に応じて直定規等を準備する。その他の物はロッカーにしまう。

②テスト監督の先生と挨拶をしたときからテストが始まる。
　挨拶後は一切話をしたり、よそ見をしたりしてはいけない。
　問題用紙は裏を向けて机に置く。筆記用具も触らない。
　チャイムが鳴るまで裏を向けて待つ。

③チャイム(監督)の合図で始める。
　必ず最初に組・出席番号・名前を記入する。

④物の貸し借りはしない。
　前日に必ず準備しておく。万が一忘れた場合は先生に申し出る。

⑤チャイムが鳴った瞬間に終了する。
　終了のチャイムが鳴った瞬間に筆記用具を机に置く。すぐに一番後ろの席の人は用紙を集める。

⑥問題用紙は大切に保管する。
　テスト返しの日に必ず用紙を持参する。また、それ以降も復習ができるようにテストは保管しておくことが望ましい。

⑦鉛筆や問題用紙を落としてしまったとき
　静かに手をあげて、試験監督の先生に知らせる。

⑧トイレに行きたくなったり、気分が悪くなったりしたとき
　静かに手をあげて、試験監督の先生に知らせる。その先生の指示に従う。

⑨提出物について
　教科係は提出物を集め、出席順にして指定の場所に持っていく。

(13)校外生活について

・外出時には、誰とどこへ出かけるか、帰宅時間など保護者に連絡し、許可を得る。

・深夜(午後10時から翌日の午前5時)の外出をしないように条例により定められている。

・用がないのに、繁華街(大型ショッピングセンター等)への外出はしないようにする。

・保護者がいない場合、生徒どうしでのゲームセンター(大型ショッピングセンター等のゲームコーナーも含む)やカラオケボックスの立ち入りは控える。なお、午後6時以降のゲームセンターへの立ち入りは条例で禁止され、罰則の対象となる。(保護者同伴の場合を除く)

・生徒どうしの外泊はしない。

・暴力行為、法に触れる行為は絶対にしない。

・花火は大人と一緒にやるようにする。火の始末には充分注意し、近所の迷惑にならないようにする。(火災、ゴミ、騒音、遊ぶ時間など)

・水泳場所は、多度峡天然プール、桑名市民プールなど安全な場所を選ぶ。

☆多度峡天然プールの飛び込みは禁止。多度川に生徒だけで行って泳ぐことも禁止する。

(14)生徒会について

生徒会会則規則

第1条　この会は多度学園生徒会という。

第2条　この会は多度学園児童又は生徒で組織する。職員は顧問として指導助言する。

第3条　この会は会員が力を合わせて民主的な学校生活の向上を図ることを目的とする。

第4条　この会は生徒議会・委員会・生徒総会を置く。

第5条　この会に次の役員を置く

会長1名　執行委員4名

第6条　役員の任期は1年とし、10月に選出する。その選出は別に定める選挙規定による。

第7条　この会は次の常任委員会を持つ。

執行部会　生活実践委員会　保健美化委員会

図書室運営委員会　防災委員会　メディア委員会

第8条　各委員会は別に定める細則により事業について議会に提案し、また議会において付託された事業を行う。

第9条　各委員会は委員長を置き、その選出は別に定める選挙規定による。

第10条　委員は5～9年生の各学級から選出する。

第11条　会長及び執行委員は委員会に出席し発言することができる。ただし表決に加わることはできない。

第12条　議会は毎月1回開く。ただし会長が臨時に招集する場合もある。

第13条　議会は別に定める議会運営規定による。

第14条　議会で決議されたことは会長から学校長に報告しその承認をうけた後、効力を発する。

第15条　全会員の意見を聞く必要があるときは、生徒総会を開くことができる。生徒総会は執行部が運営する。

第16条　この会の会則改定は議会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし学校長の承認をうけてから実施する。

選挙規定

第1条　この規定は多度学園生徒会及び役員選挙に関することを定める。

第2条　選挙は原則として無記名連記によって行う。

第3条　高点者を当選として無投票による当選はこれを認めない。同点の場合は決選投票で決定する。

第4条　会長・執行委員・各委員長の選挙は各学級の室長、副室長によって組織されている選挙管理委員会がこれを管理し選挙事務を行う。選挙の細部規則についてはその都度選挙管理委員会において審議決定しそれを会員に熟知させる。

第5条　生徒会会員はすべて会長・執行委員・各委員長に立候補することができる。

第6条　議員は5～9年生の各学級から男女各1名選出する。

第7条　この規定の改正は議会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし学校長の承認を受けてから実施する。

委員会細則

第1条　この細則は多度学園生徒会会則第8条に基づき、多度学園生徒会に所属する各委員会の権限と任務を規定する。

第2条　前条の各委員会は多度学園校生徒会会則第7条に規定する常任委員会と別に議会において議決された特別委員会とを総称する。

第3条　常任委員会は5～9年生の各学級より選出された各2名の委員とその委員の中より選任された委員長及び議会から選出された委員で構成する。別に1名以上の顧問教師が配属される。

第4条　選挙管理委員会を除く特別委員会は、必要あるとき議員及び役員で組織し付託された業務が完了したとき解散する。

第5条　執行部は生徒会長・執行委員により組織される。

第6条　各常任委員は次に定める任務を負い実施しなくてはならない。

(1)執行部
　生徒会行事の企画と運営。会務全般。

(2)生活実践委員会
　学校生活が生徒中心の前向きなものになることをめざす。

(3)保健美化委員会
　校内の美化活動の推進や生徒の健康・衛生管理に努め、生徒が健康に過ごせることをめざす。

(4)図書室運営委員会
　図書室が生徒にとって主体的に学習できる場所となることをめざす。

(5)防災委員会
　校内の防災の中心として活動するため防災について学習をしたり、呼びかけを行ったりする。

(6)メディア委員会
　情報媒体を利用しての学校をより魅力的なものに変えていくことをめざす。

第7条　選挙管理委員会は多度学園生徒会選挙規定第5条に基づき組織運営する。

第8条　各委員会で議決されたことは議会で承認を得られなければ実施することができない。ただし第6条に定めた任務は議会で通告するのみで実施することができる。委員会より議会に提案する議題は多度学園生徒会運営規則による。

第9条　委員会が必要であると認めたとき、委員会を開会することができる。

第10条　委員会は3分の2以上の出席のあるときに成立する。

第11条　各委員会は議会で付託された事項については必ず次の議会においてその経過報告をしなければならない。

第12条　この細則の改定は議会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、学校長の承認を受けてから実施する。

(13)台風や地震等の災害時の登校について

暴風警報や暴雪警報、南海トラフ地震臨時情報が発表されているとき
①午前6時までに警報が解除された場合は登校して授業を受ける。
②午前6時になっても警報が解除されない場合は休校とする。

始業後に上記の警報等が発表されたとき
授業を中止し、速やかに帰宅する。状況によっては一時下校を見合わせることもある。

特別警報が発表された場合
重大な災害の起こる恐れが大きい警報(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報)については、上の暴風警報等と同じ対応とする。

全国瞬時警報システム(J アラート)による情報伝達が行われた場合
①始業前に行われた場合・・登校を見合わせて自宅で待機する。
②始業後に行われた場合・・授業を中断し安全を確保する。安全確認後授業を再開する。

(14)学割証について

〇学割証の発行
①申し込み用紙を先生から受け取り、必要事項を記入して先生に渡す。
②学割証が出来上がったら先生から受け取る。
＊学割は片道101 キロ以上が対象となる。

(15)忌引日数

父、母	7日
祖父母、兄弟姉妹	3日
伯叔父母	1日